

## 建築物衛生法、食品衛生法の立入検査時等における対応について

## 1 概要

令和 2 年 7 月 2 8 日付けで厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課及び食品監視安全課から都道府県及び保健所設置市等に、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「建築物衛生法」という。）及び食品衛生法に基づく立入検査時等に空気環境に係る指導及び新型コロナウイルス感染症対策の周知を行うよう依頼する事務連絡が発出されたため、以下のとおり対応するもの。

## 2 事務連絡の内容

## (1) 指導及び周知の内容等

## イ 建築物衛生法による立入時

- (イ) 特定建築物\*に飲食店（接待を伴う飲食店以外も含む。以下「飲食店等」という。）がテナント等として含まれている場合は、当該飲食店等の空気環境の測定結果や機械換気設備等の維持管理状況を確認し、必要に応じて、当該特定建築物所有者等に適切な是正措置を講ずるよう指導すること。
- (ロ) 飲食店等がテナント等として含まれている特定建築物の所有者等に対し、飲食店等における空気環境測定を重点的に実施するよう指導すること。
- (ハ) (イ) の場合において、特定建築物所有者等に対し、感染防止のための業種別ガイドラインを配布する等により、感染防止対策の周知啓発を実施すること。

## ロ 食品衛生法による立入時等

飲食店営業許可・更新時や通常の監視指導の機会を活用して、保健所での窓口対応や施設立入の際に併せてガイドラインを配布し周知を図ること。

## (2) 周知するガイドライン例

- ・外食業の事業継続のためのガイドライン
- ・社交飲食業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
- ・オーセンティックバーにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

## 3 対応方針

## (1) 建築物衛生法

- イ 飲食店等がテナント等として含まれている特定建築物に対して優先的に立入を行い、帳簿確認、空気環境に係る是正措置の指導、飲食店等における空気環境測定の実施の勧奨を行うとともに、ガイドラインの遵守の働きかけを行う。
- ロ 公共施設等の立入権限を有していない特定建築物に対しても、イと同様の指導及び働きかけを行う。

## (2) 食品衛生法

- イ 飲食店営業許可・更新時、一斉監視時等にガイドラインの遵守の働きかけを行う。
- ロ 各種食品衛生講習会、窓口対応時等においても、イと同様の働きかけを行う。

\*建築物衛生法における特定建築物とは、興行場、百貨店、集会場、遊技場、店舗等の用途に供される延べ床面積が 3,000m<sup>2</sup> 以上の建築物であって、多数の者が使用・利用するものをいう。